

議案第38号

大阪市建築物の環境配慮に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市建築物の環境配慮に関する条例（平成24年大阪市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(特定建築主の環境配慮義務) 第6条の2　[略] [2～5　略] 6　特定建築主は、市長が定めるところにより、当該特定環境配慮建築物に <u>エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律</u> （平成21年法律第72号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源その他の永続的に利用することができると認められるエネルギー源を利用する市規則で定める設備を導入することについて検討しなければならない。	(特定建築主の環境配慮義務) 第6条の2　[同左] [2～5　同左] 6　特定建築主は、市長が定めるところにより、当該特定環境配慮建築物に <u>エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律</u> （平成21年法律第72号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源その他の永続的に利用することができると認められるエネルギー源を利用する市規則で定める設備を導入することについて検討しなければならない。
備考　表中の[　]の記載は注記である。	

附　則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月9日提出

大阪市長　松　井　一　郎

説　明

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。